

ID: 277

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般墓地使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第11条		
例 規 番 号	昭和28年条例第28号		
【根拠条文】 (使用料及び維持費の減免) 第11条 市長において特別の事由があると認めたときは、使用料及び維持費を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日